

機能等証明書

【児童クラブで使用するインターネット回線 (Wi-Fi) の提供 (その2)】

機能等証明書の作成について

- 機能等証明書は、仕様書に示す各項目を満たすことを証明するものです。
- 機能等証明書の作成に当たっては、各仕様項目について、仕様書を満たしているかの証明欄に○を記入し、必要に応じ導入する製品等に関する補足説明を行うとともに、各項目の内容を確認できる資料等（製品等の仕様書、カタログ等）を添付して下さい。

また、機器の設置、設定及び動作確認については、具体的な作業体制の資料（関係する事業所名、住所、人員数、作業内容、連絡体制図等）を提出してください。

『機能等証明書記入例』

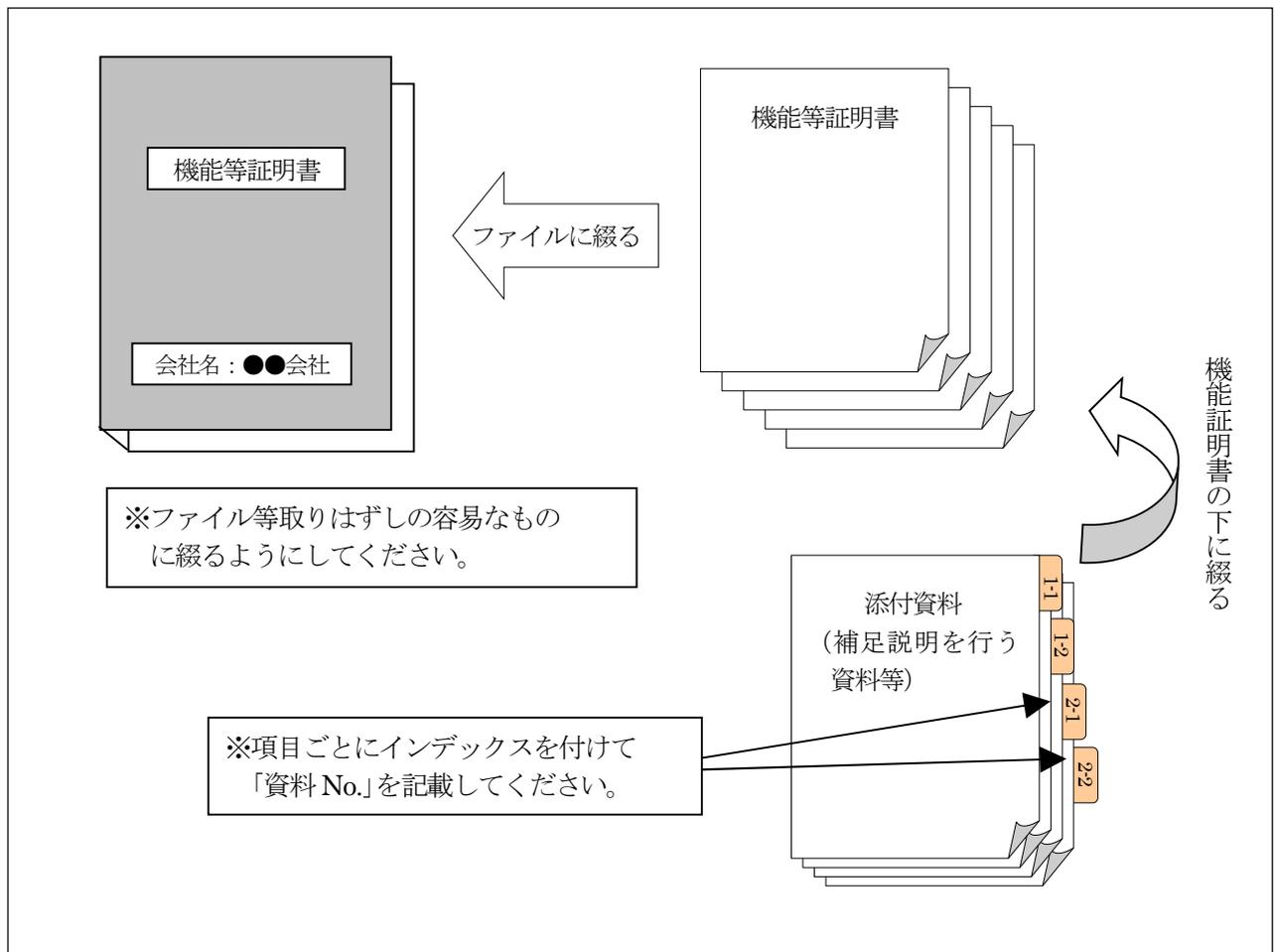
(1) Wi-Fiルーターの仕様

仕 様 項 目		仕 様 内 容	証 明	資 料 番 号
①	通信規格	モバイル通信規格5G及び4G（LTE）に対応していること。	○	1-1
②	通信速度	ベストエフォート型で次に示す最大受送信速度以上であること。 ・5G：最大受信速度4.2Gbps, 最大送信速度218Mbps ・4G（LTE）：最大受信速度1.7Gbps, 最大送信速度130Mbps	○	1-1
③	無線LAN	2.4GHz/5GHzに対応し、以下の規格が利用できること。 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax	○	1-1
④	状態	新品であること。	○	1-2
⑤	暗号化方式	WPA3/WPA2に対応していること。	○	1-1

※上記 記入例を参考にして作成してください。

- 添付資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4版とし、各項目に「資料No.」のインデックスを付して、紙ファイル等により綴じて提出してください。
また、添付資料の中で特に重要とされる箇所などは、マーカー、○囲み等によりわかりやすく表示を行うようにしてください。

4 機能等証明書の提出期限は、令和6年5月16日（木）午後5時15分までとなっています。なお、提出された機能等証明書について、不備が認められたときは受付をしない場合がありますので、余裕をもって提出してください。



鹿児島市長
下鶴 隆央 殿

住所又は所在地
名称又は商号
代表者職氏名

印

児童クラブで使用するインターネット回線（W i - F i）の提供（その2）に係る入札に関し、下記のとおり仕様書を満たすことを証明します。

なお、機能等証明書に示した以外の項目であっても、仕様書の全ての事項を満たすことを証明します。

記

1 納入しようとする機器等の構成

機種名等	品 名	型 式	数 量

2 入札仕様

項 目	内 容	証 明
(1) 機能、性能等	仕様に基づく全ての機能を有していること。	別紙のとおり
(2) 機器の設置・設定・動作確認	仕様に基づく機器の設置・設定・動作確認を行うこと	

【別紙】

1 Wi-Fiルーターの仕様

仕様項目	仕様内容	証明	資料番号
① 通信規格	モバイル通信規格 5G 及び 4G (LTE) に対応していること。		
② 通信速度	ベストエフォート型で次に示す最大受送信速度以上であること。 5G : 最大受信速度 4.2Gbps, 最大送信速度 218Mbps 4G (LTE) : 最大受信速度 1.7Gbps, 最大送信速度 130Mbps		
③ 無線LAN	2.4GHz/5GHz に対応し、以下の規格が利用できること。 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax		
④ 状態	新品であること。		
⑤ 暗号化方式	WPA3/WPA2 に対応していること。		
⑥ 最大接続台数	60 台以上の同時接続に対応すること。		
	接続する同型の端末 60 台以上を同時に接続し、一斉ログイン、一斉動画視聴などが正常にできることを確認していること。		
⑦ 保守	履行期間中に発生した端末の不具合、故障、紛失及び盗難に対して、追加費用なしで交換を行うことができること。		
	無償交換の回数は、制限なしで何度でも交換可能であること。		
	履行期間中において、製品のサポート終了等により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定を実施すること。		
⑧ その他	国内メーカー製、同一メーカー及び同型番であること。		
	導入するクラブ全てで安定した利用ができること。		
	最低限動作に必要な AC アダプタ等がある場合はそれらを含めること。		
	QR コード接続に対応していること。		
	1 年以上の製品保証があること。		
	指定する端末名を記載したラベルを貼付すること。		
	契約終了後に受注者の負担で端末を回収すること。		

2 通信回線等の仕様

仕様項目	仕様内容	証明	資料番号
①	プロバイダ	インターネットサービスプロバイダ機能を含むこと。	
②	機能	通信容量は無制限とすること。	
		月額使用料は、通信の時間及び容量に関わらず定額であること。	
		ベストエフォート型で最大受信速度 4.2Gbps, 最大送信速度 218Mbps 以上の通信に対応していること。	
③	利用エリア及び規格	5G及び4G (LTE) の両方が利用可能であること。	
		無線局を自ら開設、運用している者により提供される回線であること。	
		設定場所周辺における安定した通信の提供可否について、事前に確認すること。また、別紙2で指定する拠点については、入札前に現地に於て導入予定の機器を用いて実効速度調査を行い、指定された基準速度 (40Mbps) を上回ることを確認すること。	
		必要な場合は機器の納入期限までに通信環境改善に関わる対策を実施すること。また、対策に関わる機器の設置などの作業は全て受注者にて実施すること。	
④	セキュリティ	SSID 及び暗号キーについては、こども政策課と協議の上、決定すること。	
		追加で接続したい端末が発生したときは追加すること。	
⑤	保守	障害発生時は、発注者と連携し調整を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。	
		端末や通信の不具合等について、クラブ職員が直接問い合わせることができる電話窓口を提供すること。	
⑥	その他	落札決定後直ちに業務スケジュールを作成し、こども政策課と協議すること。	
		受注者は機器一式をクラブに配送し、クラブ職員が機器の設置及び設定作業を行うこととするが、全てのクラブが作業を完了するまで、受注者は責任を持って問い合わせ等に対応すること。	
		設定完了後、クラブごとの設定一覧 (クラブ名、コンピューター名、SSID、暗号キー等) を記載した一覧表を提出すること。	
		クラブ移転等により機器の移設等が必要な場合は、別途協議の上対応すること。	
		履行期間前に接続を開始した場合の準備期間における月額利用料は、受注者の負担とすること。	